

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次 告示 鳥取県告示第四百九十九号

豚移動禁止区域指定
植物防疫法に基く麦指定病害虫平常発生防除計画の設定

鳥取県告示第四百九十九号
豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第二条の規定による区域を次のように指定する。
昭和二十八年十一月六日

鳥取県告示第五百号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十四条の規定に基き、昭和二十八年年度麦指定病害虫平常発生防除計画を次のように定めた。
昭和二十八年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 記
- 一 事業の対象となる作物 麦
 - 二 対象となる指定病害虫の種類 むぎゆきぐされ病菌
 - 三 防除区域及び防除計画面積

防除区域	対象作物作付面積	防除面積	種 子	消 毒
	鳥取病害虫防除所	むぎゆきぐされ病	反当種子所要量	種子総所要量
	一、〇二八 町	一一九 町	五、一三 斗	五二四 石

米子	五四八	四七	二七九
岩美	五九二	二八二	三〇一
八頭	一、二六〇	三六八	六四二
気高	五二三	一一五	二六一
東伯	三、〇三一	三六九	一、五四五
西伯	二、三六三	四七八	一、二〇五
日野	三八五	一四二	二二三
計	九、七二〇	一、九二〇	四、九九〇

四 防除実施期間
むぎゆきぐされ病 昭和二十八年十一月一日から
" 二十九年三月三十一日まで

五 防除実施要領
（一） 県段階
県において関係団体と協議して総合防除計画をたて、
病害虫防除所に指示するとともに、必要な資材の入
手をあつ、旋する。
（二） 郡段階
郡においては、病害虫防除所が郡内関係団体の意見
を聴き、管内の防除計画をたて、市町村防除実施機
関に必要な指示をするとともに発生予察事業を行
い、これを県及び防除実施機関へ通知する。

（三） 市町村段階
各市町村における防除実施機関は、病害虫防除所の
指示に基づき、防除計画を具体的に立案するとともに
同所の予算に基づく状況を考慮し、防除を実施する。
六 防除資材の購入及び配給方法
防除事業主体である県農業共済組合連合会が一括防除
薬剤を購入し、病害虫防除所の定める計画に基づき同連
合会郡支部を通じて各市町村の防除実施機関に配給す
る。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行 日 火 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取者 鳥取市東町 鳥取縣 鳥取縣 鳥取縣 鳥取縣 鳥取縣 鳥取縣 鳥取縣 鳥取縣